

岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県航空機・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年10月11日(火) 13:30 ~ 17:40		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から他局の答申状況の報告を行った。 ・個別に公益委員と労働者側委員の協議、公益委員と使用者側委員の協議を行った。 <p>採決の結果、全会一致で最低賃金を20円引上げ時間額991円とすることを議決した。最低賃金審議会令第6条第5項適用し、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることとして、即日答申となった。</p> <p>(2) その他</p> <p>特になし。</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>使用者側</p> <p>最低賃金をもって就職先を決めるわけではなく、一つの目安であって、これで人が集まるものではない。労働組合があるところは、春闘でしっかり賃上げ交渉すればよいのである。小規模事業場が最低賃金を達成できないのは困る。去年は引上げがなく0円であったが、本来は未満率が5%であるので、一社でも達成できないということがあってはいけない。できるだけ数字は押さえない。</p> <p>労働者側</p> <p>確かに労働組合の組織されている企業であれば、労使によって春闘等で賃金を決められるが、最低賃金は未組織労働者のセーフティネットであり、組織されている我々が入り労使で確認していくものであると考える。特定最低賃金について労働者側の考えは、同じ産業で働く職種別賃金の機能をもっており、賃金の底支え、公正な企業環境の確保の役割を果たしていると考えます。</p> <p>支払い能力について使用者側が提示されたプラス9円で影響率は1.1%であり、労働者側が提示されたプラス31円で影響率は3.5%である。最低賃金1,000円であっても影響率は1.5%である。3~5%の影響率であればそこまで影響はないと認識している。</p>			